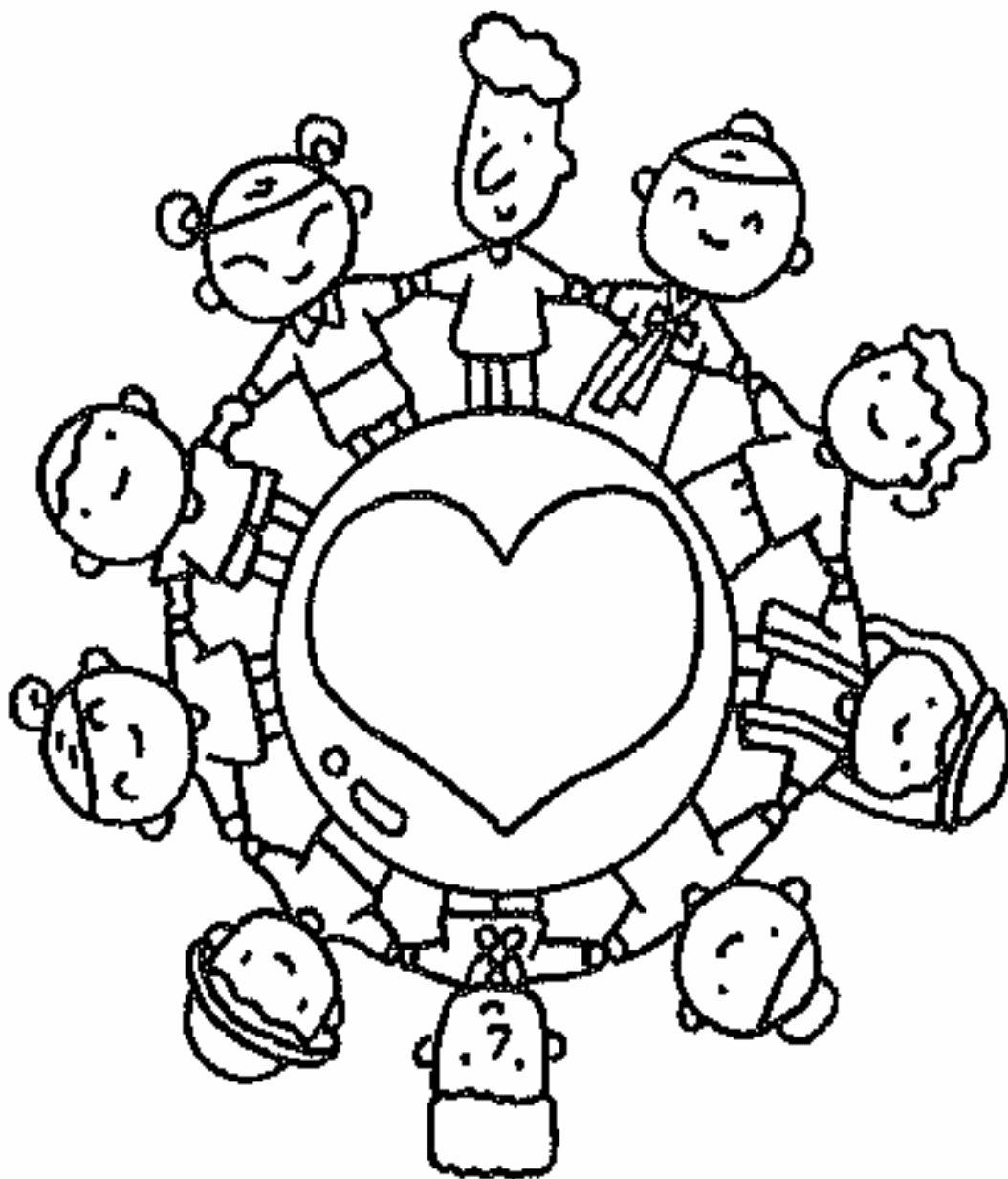


身体障害者手帳のしおり



令和3年4月作成
田川市高齢障害課

も く じ

身体障害者手帳について	1
補装具の交付・修理について	2
障害年金・手当について	3
自立支援医療について	6
保険制度について	7
税金の減免について	8
その他の割引・助成等について	10
自立支援給付（障害福祉サービス）について	14
オストメイト対応トイレ設置場所	16
※関係機関・団体等	17

□ 身体障害者手帳について

《内 容》 身体障害者福祉法に定める各種サービスを受けるために必要な手帳です。手帳には障害の程度によって1級から6級までの等級、また、1種・2種の種別があり、それぞれ受けられるサービスは違います。

《対象部位》 視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹）、 内部障害（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）

〈チェックに使ってください。〉

	申請に必要なもの	チェック欄
①	申請書	
②	指定医師の書いた診断書	
③	写真（縦4cm×横3cm）	
④	マイナンバー	

※申請の際には主治医にご相談ください。

指定医師の確認は下記にお問い合わせください。

※代理の方の申請の場合は、本人の印鑑と、代理の方の印鑑が必要です。

□ 手帳を受けられた方へ

次の場合は市役所高齢障害課で手続きが必要です。

- ①田川市内へ転入したとき。
- ②住所・氏名が変わったとき。
- ③手帳をなくしたとき。
- ④手帳が使用できない状態になったとき。
- ⑤障害の程度が変わったとき。（再認定・障害の追加・障害の程度の変化）
- ⑥死亡等により手帳が不要になったとき。

※田川市外へ転出する場合は転出先市町村で手続きが必要です。

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 （1階⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ 補装具の交付・修理について

《 内 容 》 身体上の障害を補い、日常生活を容易にするための「補装具」の購入や修理にかかる費用の支給を行います。補装具の種類によっては医師の意見書や福岡県障がい者更生相談所の判定が必要です。

補装具の種類

障害の種別	対象となる補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡
聴覚障害	補聴器 人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由	義肢 装具 座位保持装置 車いす 電動車いす 歩行器 歩行補助つえ（一本つえを除く）
（18歳未満の人のみ）	座位保持いす 起立保持具等
心臓・呼吸器 機能障害	車いす 電動車いす ※障害等級1級で、常に日常生活上の活動制限を受けており、医師が特に必要と認めた場合に限りです。
肢体不自由かつ 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※補装具の購入や修理については、それぞれ支給の基準額が定められています。

《対 象 者》 身体障害者手帳を持っている方。

※世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上課税されている人がいる場合は支給対象外です。

※支給対象は障害名・等級によって異なります。

（障害の程度による支給制限あり）

《費用負担》 自己負担は原則1割ですが、世帯の所得に応じた負担上限額があります。

《注意事項》 ○介護保険や医療保険の対象者は、それぞれの制度が優先的に適用される補装具があります。

○支給された補装具の破損・紛失等による再支給の場合は、耐用年数の制限があります。

○入院中は支給対象となりません。

○1種目につき1個の支給です。

○長期間にわたり継続して使用されるものが支給対象です。

**購入後・修理後の申請はできません。
必ず事前に相談してください。**

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 （1階⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ 障害年金・手当について

①障害基礎年金

《内 容》国民年金加入中などに、病気やケガで障害等級に該当する障害の状態になったときに受けられる年金です。

- 《支給要件》①国民年金の加入中に初診日がある。
②以前に国民年金被保険者だった人で、日本に住所があり60歳以上65歳未満の期間に初診日がある。
③20歳前に初診日がある。

※初診日とは、障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診断を受けた日のこと。

障害基礎年金の年金額（年額） 令和3年4月改定

1級	97万6,125円
2級	78万0,900円

※障害者手帳の等級とは異なります。

※厚生年金加入期間中に初診日のある病気やケガで障害の状態になったときは、直方年金事務所へ相談ください。

手帳の有無に関わらず、年金の申請に関しては個々により要件があります。詳しくは下記にお問い合わせください。

②障害厚生年金

《内 容》厚生年金被保険者期間中に、病気やケガで障害等級に該当する障害の状態になったときに受けられる年金です。

※障害者手帳の等級とは異なります。

《問い合わせ先》

障害基礎年金に関すること	田川市役所 市民課 市民年金係 TEL 0947-85-7136 FAX 0947-47-1324
障害厚生年金に関すること	直方年金事務所 TEL 0949-22-0891 FAX 0949-28-0549

※初診日が厚生年金期間や第3号被保険者期間（被扶養の状態）の人は年金事務所に請求し、共済組合期間中にある場合は共済組合へ障害共済年金の請求を行ってください。

③労災保険 障害（補償）給付

《内 容》業務上の事由または通勤による病気、ケガが治っても身体に一定の障害が残ったとき、障害の程度に応じて年金または一時金が支給されます。

《問い合わせ先》

田川労働基準監督署

TEL 0947-42-0380

FAX 0947-42-0382

④特別障害給付金

《内 容》国民年金への加入が任意だった当時に未加入のまま過ごしてしまい、その後障害の状態になっても「障害基礎年金をまったく受け取ることができない」元学生や厚生年金保険等に加入していた人の配偶者に支給されます。

《支給要件》①昭和61年3月31日以前に、初診日(*)のある厚生年金保険等に加入していた人の配偶者
②平成3年3月31日以前に初診日がある元学生で、国民年金に任意加入していなかった人
③現在国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にある人

《給付金額》収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがありますので詳しくは問い合わせください。

《問い合わせ先》

ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165

⑤特別児童扶養手当

《内 容》知的障害または身体障害（政令で定める程度以上）の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するものです。

《支給要件》知的障害もしくは身体障害(中程度以上)の状態にある児童を監護している父か母又は父母に代わって、その児童を養育している人

手当の金額（一人につき月額）

令和2年4月改定

重度障害児の場合	52,500円
中度障害児の場合	34,970円

※請求者及びその扶養義務者等の所得の状況により制限されることがあります。

《問い合わせ先》

田川市役所 子育て支援課 子育て給付係 （1階⑩番窓口）

TEL 0947-85-7132

⑥障害児福祉手当

《内 容》 重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減を目的として手当を支給します。

《支給要件》 ①精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の障害児
②障害を支給事由とする年金を受けていない人

令和2年4月改定

支給額（月額）	14,880円
---------	---------

《所得制限》 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

⑦特別障害者手当

《内 容》 精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、手当を支給します。

《支給要件》 ①精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人
②施設入所していない人
③継続して3か月を超えて入院していない人

令和2年4月改定

支給額（月額）	27,350円
---------	---------

《所得制限》 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

⑧心身障害者扶養共済制度

《内 容》 心身障害者を扶養する保護者が生存中一定の掛金を毎月納め、その保護者の死亡後障害者に終身年金を支払う制度です。

《対 象 者》 ①心身障害者を扶養している保護者
（父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族など）
②65歳未満の生命保険に加入できる健康な人

《掛 金》 加入者（心身障害者の保護者）の加入年齢に応じて掛け金が異なります。
2口まで加入できます。

1口 9,300円～23,300円 / 月額

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 （1階^⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ 自立支援医療について

①更生医療

《内 容》心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担分の軽減をします。 ※心臓・じん臓機能障害の人は、手帳と同時に申請ができます。

《対象者》身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）

※例えば、人工透析・じん臓移植（じん臓機能障害）、心臓人工弁置換手術・ペースメーカー埋込み手術（心臓機能障害）、網膜剥離手術（視覚障害）、人工関節置換術（肢体不自由）、肝臓移植・肝臓移植後の抗免疫療法（肝臓機能障害）等が対象となります。

※詳しい内容はお問い合わせください。

《費 用》原則一割の自己負担があります。

ただし、世帯の前年の所得税額等に応じて月額上限額が設定されることもあります。

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 （1階¹⁵番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ その他

①福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

《内 容》就労等により夜間（午後5時以降）に人工透析による治療を受けている人に、通院に伴う交通費の一部を助成しています。

《対 象 者》①身体障害者手帳（じん臓機能障害）の交付を受けていること。

②就労等により夜間人工透析治療回数が月5回以上の人（所得制限あり）

③通院距離が片道10km以上（自家用車使用）であるか、もしくは公共交通機関かタクシーを利用し、1か月2,000円以上の負担をした方
（タクシーの場合は、申請時に領収書が必要です。）

①～③に該当する人

《給付金額》月額 2,000円

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 （1階¹⁵番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ 保険制度について

① 重度障害者医療制度

《内 容》 重度障害者の健康を保持増進するため、自己負担額を超える医療費負担を助成する制度です。

※本人、配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合には障害者医療に該当しません。

- 《対象者》 ①身体障害者（身体障害者手帳 1 級・2 級）
②知的障害者（IQ35 以下）
③重複障害者（身体障害者手帳 3 級かつ IQ50 以下）

<チェックに使ってください。>

	申請に必要なもの	チェック欄
①	身体障害者手帳	
②	保険証	

《問い合わせ先》

田川市役所 市民課 保険係 （1 階⑪～⑬番窓口）
TEL 0947-85-7140 FAX 0947-47-1324

② 後期高齢者医療制度

《内 容》 75 歳以上の人と 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた人が加入する医療制度です。

- 《対象者》 ①身体障害者（身体障害者手帳の 1～3 級及び 4 級の一部）
②知的障害者（療育手帳の A 判定）

<チェックに使ってください。>

	申請に必要なもの	チェック欄
①	身体障害者手帳	
②	保険証	

《問い合わせ先》

田川市役所 市民課 保険係 （1 階⑩番窓口）
TEL 0947-85-7139 FAX 0947-47-1324

□ 税金の減免について

①所得税

本人、配偶者または扶養親族が障害者である場合、所得金額から次のとおり控除されます。

◎障害者控除	(3級～6級)	・・・	27万円
◎特別障害者控除	(1・2級)	・・・	40万円

《問い合わせ先》

田川税務署

TEL 0947-44-0430

②住民税

本人、配偶者または扶養親族が障害者である場合、所得金額から次のとおり控除されます。

◎前年の所得が125万円以下の身体障害者	・・・	非課税	
◎障害者控除	(3級～6級)	・・・	26万円
◎特別障害者控除	(1・2級)	・・・	30万円

《問い合わせ先》

田川市役所 税務課 市民税保険税係

TEL 0947-85-7110 FAX 0947-46-0124

③事業税

重度の視覚障害者（両眼の矯正視力の和が0.06以下）が、あんま、はり、きゅう等医療に類する事業を行う場合、事業税が非課税になります。

④相続税

身体障害者が相続により財産を取得した場合、その人が85歳になるまでの年数に10万円（特別障害者は20万円）を乗じた金額が相続税から控除されます。

⑤贈与税

特別障害者に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、6,000万円まで非課税となります。

《③～⑤についての問い合わせ先》

田川税務署

TEL 0947-44-0430

⑥自動車税の減免

下表に示す障害者本人または同一生計者・常時介護者が運転し、専ら障害者の用に供する自動車（一人1台）について、減免されます。

障害の区分	本人運転	同一生計者・常時介護者
視覚障害	視野障害2・3級	視野障害1～3級・視力障害4級
聴覚障害	2・3級	同左
平衡機能障害	3級	//
音声機能障害	3級(喉頭摘出による場合に限る)	//
上肢機能	1・2級の一部	//
下肢機能	1～6級	1～4級
体幹機能	1～3級・5級	1～3級
乳幼児上肢機能	1・2級	同左
乳幼児移動機能	1～6級	移動機能1～4級
内部障害 (心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸)	1・3級	同左
肝臓機能障害	1～3級	//
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	//

《軽自動車税についての問い合わせ先》

田川市役所 税務課 市民税保険税係
TEL 0947-85-7110
FAX 0947-46-0124

《普通自動車税についての問い合わせ先》

田川県税事務所
TEL 0947-42-9302
FAX 0947-42-9301

⑦おむつ、ストマ用装具にかかる費用の医療費控除

◎おむつ・・・ 傷病により6か月以上寝たきりの状態で医師による治療を継続して受け、オムツの使用が必要と認められる人

◎ストマ用装具・・・ 治療上、医師が使用を認める人

《問い合わせ先》

田川税務署 又は 田川市役所 税務課 市民税保険税係
TEL 0947-44-0430 TEL 0947-85-7110
FAX 0947-46-0124

⑧預貯金等の非課税制度「新マル優制度」

郵便貯金・預貯金等、公債の利子に課せられる税が非課税となります。

それぞれ、元本または額面350万円以内の額が対象となります。

《問い合わせ先》

預貯金先の郵便局・金融機関等

⑨心身扶養共済制度掛金の控除

条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金が所得金額から控除されます。

《問い合わせ先》

田川税務署 TEL 0947-44-0430

□ その他の割引・助成等について①

交通運賃の割引

《 内 容 》 身体障害者手帳の提示によって、割引を受けることができます。

①JR の運賃割引

普通乗車券の場合

区分	利用形態	割引率
第1種	単独で100キロを超える区間を利用する場合	5割引
	介護者と共に利用する場合 (距離制限なし)	本人・介護者とも5割引
第2種	単独で100キロを超える区間を利用する場合	本人のみ5割引

※本人が12歳未満の場合は介助者のみ5割引

②西鉄バス・電車

普通乗車券の場合

	割引率
第1種	本人・介護者とも5割引
第2種	本人のみ5割引

③平成筑豊鉄道

普通乗車券の場合

	割引率
第1種	本人・介護者とも5割引
第2種	本人のみ5割引

※乗車券の種類により内容が異なります。詳細については乗車券購入前に各会社へ問い合わせください。

④タクシー運賃の割引

運賃が10パーセント割引となります。

(支払額の10円未満は端数切捨てとなります。)

その他、航空運賃や船舶運賃の割引があります。割引率や内容は各会社によって異なりますので、ご利用前に必ず各会社へお問い合わせください。



⑤福祉タクシー料金利用助成

《内 容》在宅の重度障害者にタクシーまたは福祉輸送車両等の料金の一部を助成します。

- 《支給要件》①身体障害者手帳1級、2級または、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの人
 ②在宅の人（施設に入所している人には交付できません。）
 ③市町村民税非課税世帯または均等割りのみの課税世帯の人、または生活保護世帯の人
 ④自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人
 ①～④の全ての要件に該当する人

〈チェックに使ってください。〉

申請に必要なもの	チェック欄
障害者手帳	

⑥有料道路の通行料金の割引

《内 容》身体障害者手帳の提示によって、通行料金が5割引となります。

※事前に自動車の登録が必要です。

（営業車、軽トラック、レンタカーは除きます。）

	割引率
第1種	本人が乗車している場合は5割引
第2種	本人運転時のみ5割引

〈チェックに使ってください。〉

	申請に必要なもの	チェック欄
①	身体障害者手帳	
②	車検証	
③	第2種の人のみ運転免許証	
《ETCをご利用になる場合は④、⑤も必要です。》		
④	ETCカード（障害者本人名義のもの）	
⑤	ETC車載器管理番号が確認できるもの	

〈問い合わせ先〉

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 （1階⑮番窓口）

TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

⑦NHK 放送受信料の減免

《内 容》NHK の放送受信料の割引を受けることができます。

全額免除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかをお持ちの人がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の人
半額免除	世帯主（※受信契約者）が視覚・聴覚障害者または身体障害者手帳1～2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳1級の人

《証明書発行窓口》

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 （1階⑮番窓口）
TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000
※生活保護世帯の人は生活支援課が窓口となります。

《問い合わせ先》

NHK 北九州放送局
TEL 093-591-5020 FAX 045-522-3044

⑧携帯電話基本料金等の割引

《内 容》手帳の等級に関係なく、割引が受けられます。

ただし、契約内容により異なりますので、各店舗へ問い合わせください。

□ 貸付について

①福岡県肢体不自由高校生奨学金制度

《内 容》福岡県内に居住する肢体不自由高校生のための奨学金制度で、返済の義務はありません。

《対象者》身体障害者手帳1級から5級までの肢体不自由者で高校在 student 及び合格見込みのある中学3年生 in student。ただし、養護学校高等部 in student は除かれます。

《申込手続》①願書

②在学学校長の推薦書

③前年度課税所得証明書または源泉徴収票

《申込期間》毎年11月10日から12月10日

《問い合わせ先》

福岡県肢体不自由児協会
TEL 092-584-5723

□ その他の割引・助成等について②

①駐車禁止の規制の適用除外

《内 容》 駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めています。

- ・視覚障害 1級から3級までの各級及び4級の1
 - ・聴覚障害 2級及び3級
 - ・平衡機能障害 3級
 - ・上肢機能障害 1級、2級の1及び2級の2
 - ・下肢機能障害 1級から4級
 - ・体幹機能障害 1級から3級
 - ・内部機能障害 1級及び3級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級から3級
 - ・肝臓機能障害 1級及び3級
- (法定の駐車禁止場所・駐停車禁止場所等を除く)

《問い合わせ先》

田川警察署 交通課 TEL 0947-42-0110 (代表)

②公共施設内での売店の優先設置

《内 容》 国や地方自治体が設置した公共施設に身体障害者が売店を設置する場合、優先的に取り扱っています。

《問い合わせ先》

設置を申し込む公共施設

③煙草小売り人の優先指定

《内 容》 身体障害者に煙草小売り人の指定を優先的に取り扱っています。

《問い合わせ先》

日本たばこ産業(株)

④公営住宅の特定目的住宅

《内 容》 住宅に困っている身体障害者(身体障害者手帳1級～4級)の世帯のために、一定の枠を設けて募集及び入居の取り扱いを行っています。特定目的住宅の中には、車いす向け住宅もあります。

《問い合わせ先》

公営住宅の管理者

(例) 県営住宅 県住宅供給公社 TEL 0948-21-3232

□ 自立支援給付（障害福祉サービス）

《内 容》在宅で訪問を受けたり、施設に通所や入所して利用するサービスがあります。サービス給付の種類には、「介護給付」と「訓練等給付」の二種類があります。「介護給付サービス」については、「障害支援区分」の認定が必要です。

訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービス

給付の種類	名称	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、食事準備や掃除などの家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出の移動の補助を行います。
	行動援護	知的障害者や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出の移動の補助などを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供等移動に必要な援助を行います。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。

日中活動系サービス・・・施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設での入浴や排泄、食事の介護や創作的な活動などを行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

障害児通所サービス

給付の種類	名称	内容	
障害児通所支援	児童発達支援	対象者	小学校入学前で集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童。
		支援内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	医療型児童発達支援	対象者	学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童。
		支援内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	放課後等 デイサービス	対象者	保育所などの施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童。
		支援内容	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	対象者	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
	支援内容	地域で共同生活を営む人に住居における相談、また、入浴や排泄などの日常生活の援助を行います。	

※障害児入所に関しては児童相談所にお問い合わせください。

居住系サービス・・・住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に住居における相談、また、入浴や排泄などの日常生活の援助を行います。

**障害福祉サービスの利用は、等級に関わらず、それぞれで利用できるサービス・量は違います。
事前に市役所で必ず相談してください。**

《問い合わせ先》

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 (1階⑮番窓口)
TEL 0947-85-7130 FAX 0947-42-2000

□ オストメイト対応トイレ設置場所

設置施設	設置場所	開館（庁）時間	閉庁、休館・休業日
田川市役所	1階正面玄関付近 階段下	8:30~17:00	土・日・祝日、年末年始
田川市美術館	1階共通通路	9:30~17:30	月曜日、祝日の翌日、 年末年始
田川市民球場	駐車場付近 (管理棟内)	8:30~17:00	年末年始 (12/29~1/3)
田川文化センター	1階 通路2か所	9:00~22:00	年末年始 (12/29~1/3)
田川青少年文化ホール	1階 玄関ホール	9:00~22:00	年末年始 (12/29~1/3)
田川市中央隣保館	1階	8:30~17:00	土・日・祝日、年末年始 ※講座開催日は、休館日でも 開館しています。
ハローワーク田川	1階と2階 通路	8:30~17:15	年末年始 (12/29~1/3)

※この他にも、市内に多目的トイレは増設されています。
「田川市暮らしの便利帳」48ページにも掲載しています。

*** 各種問い合わせ先 ***

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
田川税務署	825-0016	田川市新町 11-55	0947-44-0430	—
福岡県田川県税事務所	825-0002	田川市大字伊田 3292-2	0947-42-9302	0947-42-9301
田川市社会福祉協議会	825-0002	田川市大字伊田 2735-13	0947-44-5757	0947-44-5756
田川警察署	826-0032	田川市平松町 3-36	0947-42-0110	—
直方年金事務所	822-8555	直方市知古 1-8-1	0949-22-0890	0949-28-0549
西鉄バス	826-0041	田川市大字弓削田 233-3	0947-44-0248	—
田川伊田駅	825-0015	田川市伊田町 2621-1	0947-44-1129	—
田川後藤寺駅	826-0043	田川市大字奈良 1829	0947-44-0019	—

*** 関係機関・団体等 ***

名 称	〒	住 所	電 話	F A X
福岡県田川保健福祉事務所	825-8577	田川市大字伊田 3292-2	0947-42-9313	0947-46-6112
福岡県田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田 188	0947-42-0499	0947-42-0439
福岡県福祉労働部障がい福祉課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	(代表)092-651-1111 (直通)092-643-3262	092-643-3304
福岡県障がい者更生相談所	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-586-1055	092-586-1065
福岡県福祉情報センター	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-584-3330	092-584-3319
福岡県身体障害者福祉協会	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-584-6067	092-584-6070
福岡県盲人協会	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-582-2344	092-582-2409
福岡県聴覚障害者協会	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-582-2414	092-582-2419
福岡県手話の会連合会	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-584-3649	092-584-3649
福岡県肢体不自由児協会	816-0804	春日市原町三丁目 1 番地の 7	092-584-5723	092-584-5723
日本オストミー協会 福岡県支部	818-0054	筑紫野市杉塚 7-2-30 (河内益夫様方)	092-928-4853	092-928-4853
九州盲導犬協会	810-0062	福岡市中央区荒戸 3 丁目 3 番 39 号	092-714-3169	092-714-3176

電話・面接・訪問など相談方法は問いません。

※費用もかかりません。

*** 相談支援センター ***

名 称	住 所	電 話	開所時間
田川地区障がい者基幹 相談支援センター	田川市大字伊田 2735-13 (田川市総合福祉センター内)	0947-23-0400	月～金、 8 時 30 分～ 1 7 時 15 分

* 身体障害者相談員

市長から委託を受けた人が、身体に障害のある人の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に協力し、障害者の福祉の増進に努めます。

* 民生委員

厚生労働大臣の委嘱を受けた人が、受持ち地域住民の社会生活全般の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に協力し、福祉の増進に努めます。